

第1章 特集「途切れることのない必要な支援」

平成16年12月1日に成立した犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第3条第3項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等は、犯罪等により、それまで享受していた平穏な生活が破壊され、本来有している能力も阻害され、自らの力だけでは回復困難な状況に陥ることとなる。そうであっても、犯罪被害者等は、自らが直面する様々な困難に立ち向かい、それらを乗り越えていかなければならないが、深刻な被害の影響により、平穏な生活を回復するまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化する。さらに、必要な支援の時間的な変化のほか、犯罪被害者等は、様々な理由により、犯罪被害に遭った地域から転居したり、旅行者がたまたま旅行先で犯罪被害に遭うなど、犯罪被害者等が地理的に移動することがある。

こうした事情がある中で、適用される制度や担当する機関が様々に替わることや活動区域の制約により、制度や組織の継ぎ目に陥

り、必要な支援等が途切れることがある。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々¹の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきものである。施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していく必要がある。

こうした観点から、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）及び第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）では、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである4つの基本方針のうちの一つとして「途切れることなく行われること」を設定し、関係機関・団体の連携による支援等の充実をうたっている。

本特集では、第2次基本計画の下、関係機関・団体が相互に連携協力し、犯罪被害者等に途切れることのない必要な支援等を提供するための取組について紹介する。

1 関係機関・団体の総合的な連携による支援

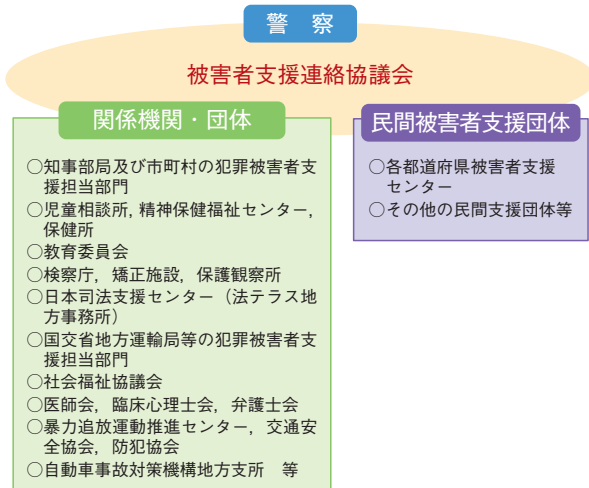
(1) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判に関する対応等極めて多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の相談機関や民間被害者支援団体等による「被害者支援連絡協議会」が全都道府県単位で設立され、犯罪被害者支援のための相互の連携

を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）が各地に構築されており、その数は、平成26年4月1日現在、1,126となっている。

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



提供：警察庁

被害者支援連絡協議会の構成機関・団体 (平成27年4月1日現在, 47都道府県中の数値)

構成機関・団体	都道府県数
都道府県主管課	47
都道府県の機関(教育関係)	44
婦人相談所, 男女共同参画センター, 女性相談センター	41
児童相談所	41
精神保健福祉センター	40
都道府県警察	47
地方検察庁	47*
保護観察所	46
都道府県労働局	15
地方運輸局	45
管区海上保安部	24
犯罪被害者支援団体	47
社会福祉協議会	11
臨床心理士会	46
弁護士会	44
日本司法支援センター地方事務所(法テラス)	47
医師会・歯科医師会・婦人科医会等	44
暴力追放運動推進センター	47
交通安全協会	38
防犯協会	38
自動車事故対策機構地方支所	26
その他関係団体	47

※オブザーバーとして参加の地方検察庁も含む。

(注) 内閣府から各都道府県(知事部局施策主管課)に対し, 被害者支援連絡協議会の構成機関の確認を行い, 取りまとめたものである。

コラム①

全国被害者支援ネットワークとは

全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは, 犯罪被害者等早期援助団体及び犯罪被害者等早期援助団体の指定を目指す全国の民間被害者支援団体が加盟する認定特定非営利活動法人です。同ネットワークは, 平成10年に8団体をもって設立されました。加盟団体は年々増加し, 21年には全都道府県に設置されるに至り, この間, 18年には特定非営利活動法人の認証を受け, 22年には認定特定非営利活動法人となりました。

全国被害者支援ネットワークでは, 犯罪被害者等の支援活動を行う団体等の連携と相互協力を通じて, 犯罪被害者等に対する支援事業を効果的に推進するため, 加盟団体の被害者支援員の研修等を行うほか, 毎年, 全国犯罪被害者支援フォーラムを開催し, 社会全体で犯罪被害者等を支援する意識の高揚を図っています。

全国犯罪被害者支援フォーラム



提供：全国被害者支援ネットワーク

また、全国被害者支援ネットワークでは、中古本のリユースにより寄付を受ける「ホンデリング・プロジェクト」や寄付型自動販売機の設置事業等を行い、寄付を募っています（詳しくは…URL <http://www.nnvs.org/>）。

全国被害者支援ネットワークは、平成22年11月に認定特定非営利活動法人の認定を受けており、寄付者に対する税制上の優遇措置があります。

○ 加盟団体

全国被害者支援ネットワークの加盟団体数は、平成27年4月1日現在、47都道府県48団体となっており、そのうち46団体が犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています（加盟団体については、P255資料11参照）。

各団体が、地域の実情に応じて、犯罪被害者支援のための取組を進めています。

ホンデリング



提供：全国被害者支援ネットワーク

寄付型自動販売機・ 犯罪被害者支援募金箱



提供：全国被害者支援ネットワーク

(2) 被害者支援連絡協議会の活動

被害者支援連絡協議会には多様な関係機関・団体が参加し、地域における犯罪被害者支援のために重要な役割を担っている。

都道府県主管課，都道府県警察，地方検察庁（オブザーバーとして参加の場合も含む），犯罪被害者支援団体，日本司法支援センター地方事務所及び暴力追放運動推進センターは、全ての都道府県で被害者支援連絡協議会に参加している。また、婦人相談所・男女共同参画センター・女性相談センター，児童相談所，精神保健福祉センター，保護観察所，地方運輸局，臨床心理士会，弁護士会及び医師会・歯科医師会，婦人科医会等も、多くの

都道府県で参画している。

犯罪被害者支援に関係する多様な機関・団体が被害者支援連絡協議会に参加し、事例検討や意見交換，活動報告等を通じてネットワークを強化することで、犯罪被害者等が直面する様々な問題について、途切れない支援を実現することが期待できる。

さらに、一部の被害者支援連絡協議会では、性犯罪や交通事故など被害の類型等に着眼した分科会を設け、当該分野におけるより充実した犯罪被害者支援のための連携を図っている。

被害者支援連絡協議会の具体的な取組については、P4コラム2参照。

地方公共団体における取組（鳥取県）
鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催について

鳥取県では、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない社会作りを進めていくため、「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会総会」を毎年開催しています。

鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）は、知事部局、県警、地方検察庁、保護観察所、県弁護士会、県医師会、県生命保険協会等32機関で組織し、被害者及びその遺族等の現状を踏まえ、関係機関・団体による緊密な連携と相互協力によって、被害者等の支援、被害の回復・軽減、再発防止活動等を被害者等の立場に立って推進することを目的として開催し、被害者支援に係る制度についての情報提供等を行っています。

協議会においては、被害者の現状や問題、抱える悩みを理解するため、犯罪被害者遺族等による講演を実施するとともに、想定事例に基づいて各機関が実施可能な支援施策について発表・検討を行っています。

平成26年度は交通死亡事故を想定した事例に基づき、どのような支援が可能なのか、どのような支援が必要とされるのかなどについて各々の対応を確認しました。関係機関からは、各種機関における相談窓口、児童生徒の自立支援サポート事業（高度に専門的な知識・経験を有するスーパーバイザー[※]）の活用、スクールソーシャルワーカーによる支援、経済的支援としての児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付の教示、被害回復・軽減を図るための法制度に関する情報提供等、活発な対応施策が発表され、それぞれの関係機関における対応とともに、連携の重要性を再認識する会議となりました。



会長挨拶の状況



総会の開催状況

※ スーパーバイザー～臨床心理士、医師、社会福祉士

2 再被害防止のための連携

多くの犯罪被害者等は、被害に遭ったことにより、生命、身体等に重大な被害を受けるのみならず、加害者からの更なる被害ないしは更なる被害を受ける恐怖、不安に苦しめられる。再被害が現実になった場合には、より重大な結果が生じることもある。再被害に対する恐怖や不安は、犯罪被害者等の回復を妨げる大きな障害となり得るものであり、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すために

は、関係機関が連携して、再被害防止のための取組を適切に進めていくことが必要である。

ここでは、関係機関等の連携による再被害防止のための取組について紹介する。

(1) 「再被害防止要綱」に基づく再被害防止措置と出所情報通知制度

警察においては、「再被害防止要綱」に基